

技術委員会の組織 及び 規格策定プロセスについて

高圧ガス保安協会
平成17年9月13日

(技術委員会組織図)

技術委員会

圧力容器規格委員会

移動容器規格委員会

高圧ガス規格委員会

冷凍空調規格委員会

液化石油ガス規格委員会

特別(個別の規格委員会
必要に応じて設置)

分科会

解釈専門分科会

(各組織の役割)

技術委員会

1. 技術基準作成基本方針の検討
2. 規格委員会に関する...
 - 設置等の承認
 - 活動評価
 - 規格委員会が策定する技術基準に関連するプロセスレビュー及びテクニカルレビュー
3. KHKが経済産業大臣に対して行う意見具申等に関する調査審議

規格委員会

1. 技術基準案の審議・承認
2. パブリックコメントの実施と対応に関する
審議・承認
3. 分科会及び解釈専門分科会の設置等の
承認

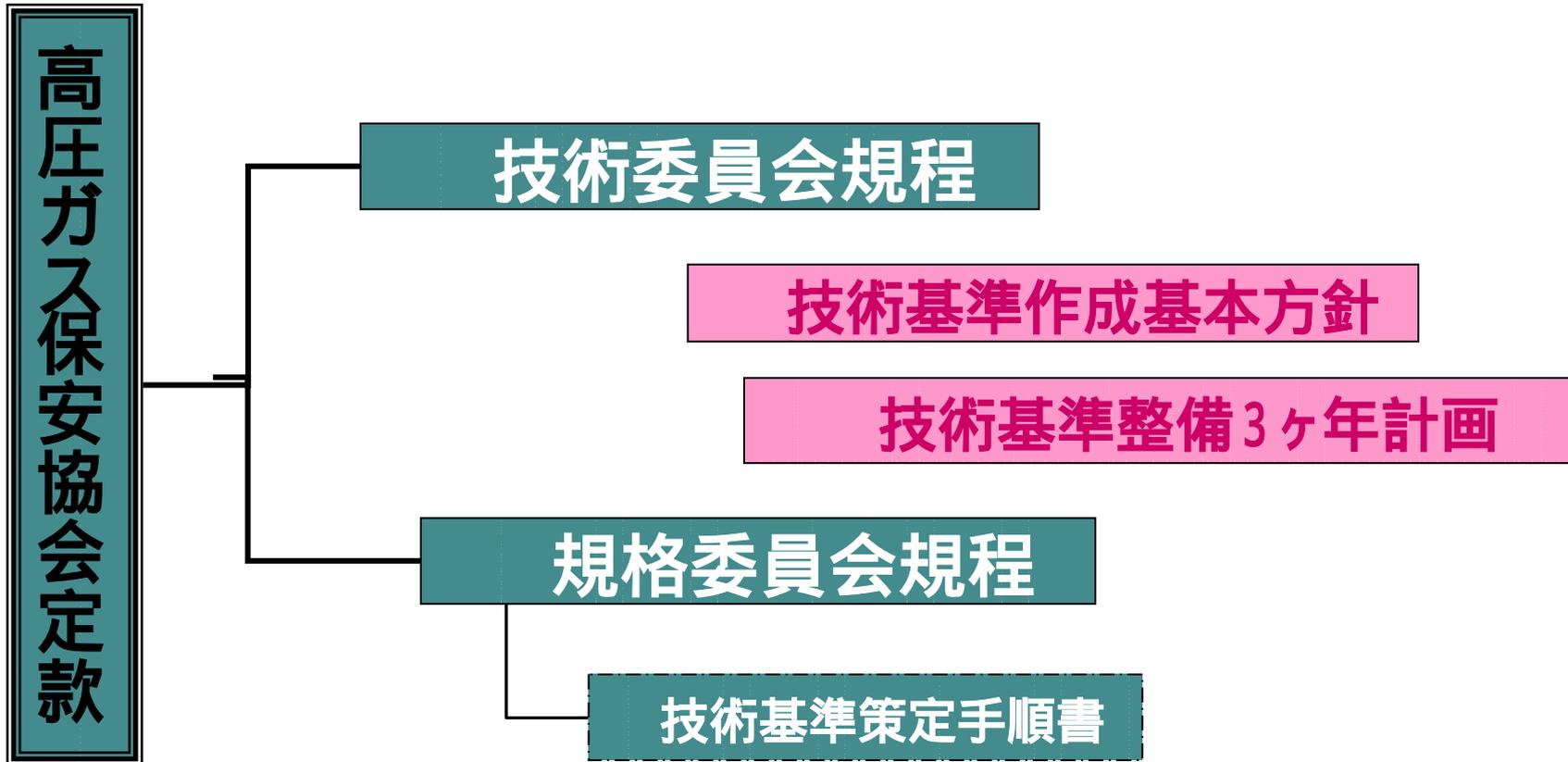
分 科 会

- ◆技術基準案を作成し、規格委員会へ上申すること

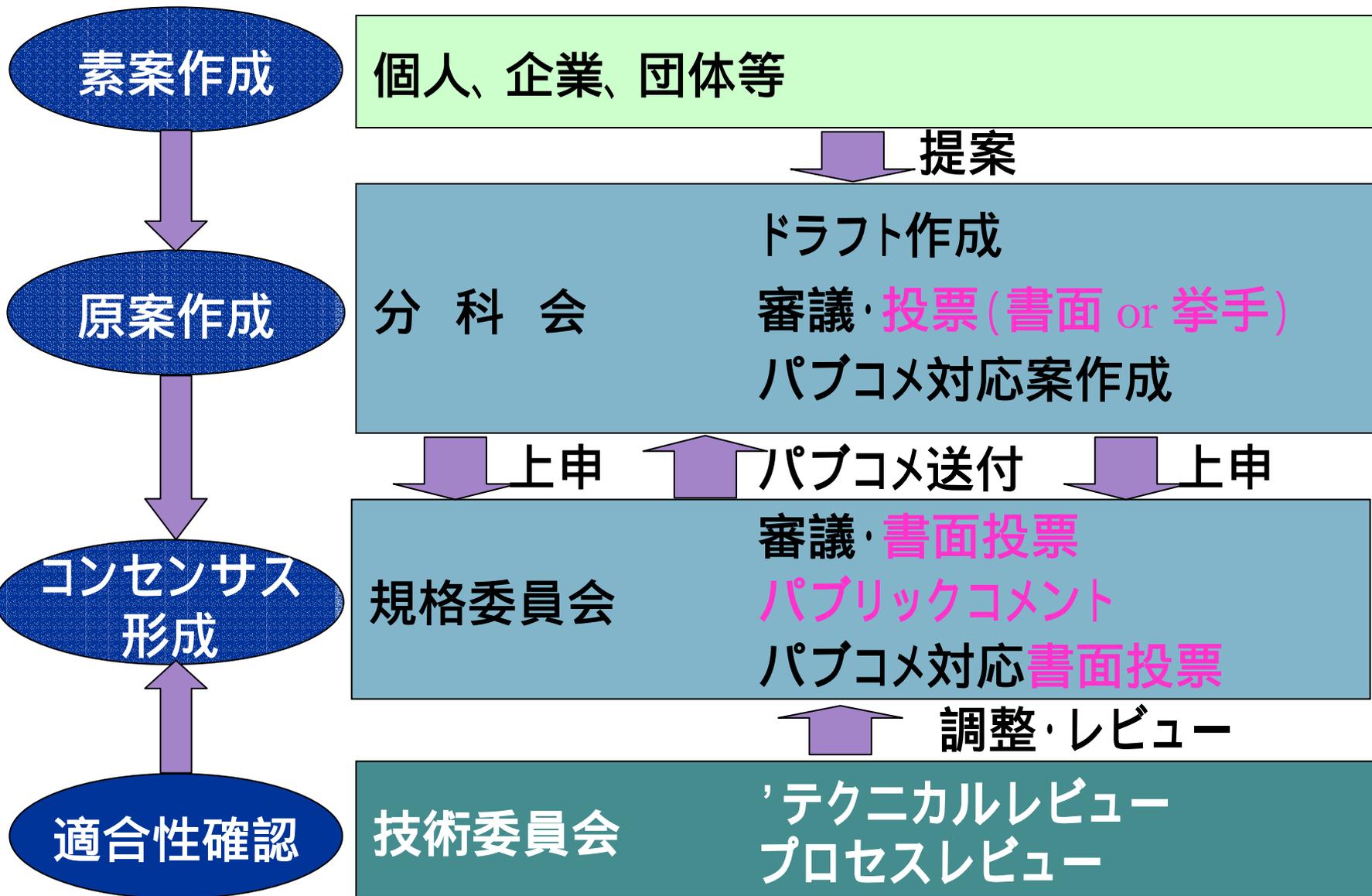
解釈専門分科会

- ◆規格等の質疑応答・運用解釈の作成及び承認

(技術委員会関係規程類等体系図)



(規格策定プロセス)



(技術委員会規程 ポイント)

◆ 委員の活動 (第6条)

1. 規格委員会の活動評価
2. プロセスレビュー及びテクニカルレビュー
3. 委員個人が行った上記1. 及び2. に関する規格委員会の説明及び対応について、
技術委員会の決議を要求できる

◆ 委員会の開催等 (第7条、8条)

1. 原則 4回 / 年 開催
2. 定足数 = 委員の数の過半数
3. 委員会は、原則公開

◆ 決議・決議要件 (第10条等)

1. 通常議案 = 出席委員数の過半数以上
2. 重要議案 = 委員の数の過半数以上

◆ 異議申し立て制度（第11条）

- ・ 委員は、委員会により可決又は否決された決議について異議のある場合、委員会に対し再考を要求できる

(技術基準作成基本方針 ポイント)

◆ 技術基準の体系 (2.)

1. 規格 (KHK Standards)

- ・ 基準
- ・ 指針

2. 質疑応答・運用解釈 (KHK Interpretations)

3. 技術文書 (KHK Technical Documents)

- ・ 将来的に制定が期待される規格案
- ・ 規格等の作成根拠に関する技術調査報告書 等

◆ 制定活動 (3.)

1. 3ヶ年計画(ローリングプラン)・・・資料7
2. 共同規格の制定推進
3. 国際整合性

◆ 規格委員会の所掌範囲 (4. 別添)

- ・ 当面5つの規格委員会の所掌範囲規定

◆ 技術基準作成組織 (5 .)

- 1 . 業種バランスの要求
- 2 . 公正、公平、公開による審議原則
- 3 . 倫理遵守

◆ 技術基準の制定責任 (6 .)

- ・ 最終制定責任は高圧ガス保安協会

(規格委員会の設置について)

◆ 圧力容器規格委員会

対象分野：主に高圧法 特定設備検査規則



熱交換器

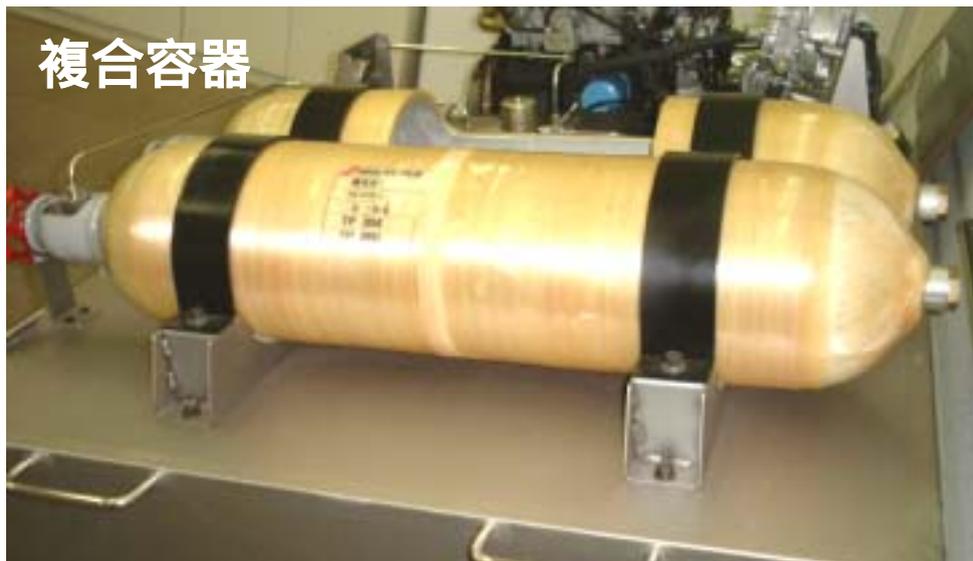


反応器

◆移動容器規格委員会

対象分野：主に高圧法 容器保安規則

複合容器



溶接容器

継目なし容器



容器附属品(バルブ等)



◆ 高圧ガス規格委員会

対象分野：主に高圧法 一般則、液石則、コンビ則

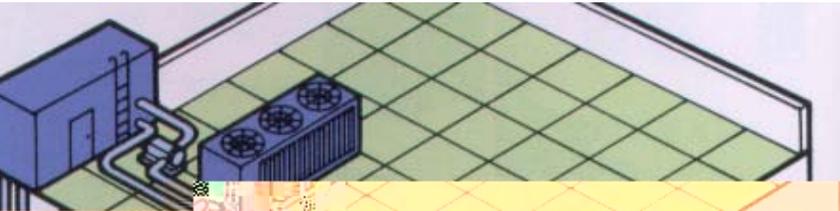
高圧ガスの

製造、貯蔵、販売、移動、消費等



◆ 冷凍空調規格委員会

対象分野：主に高压法 冷凍保安規則



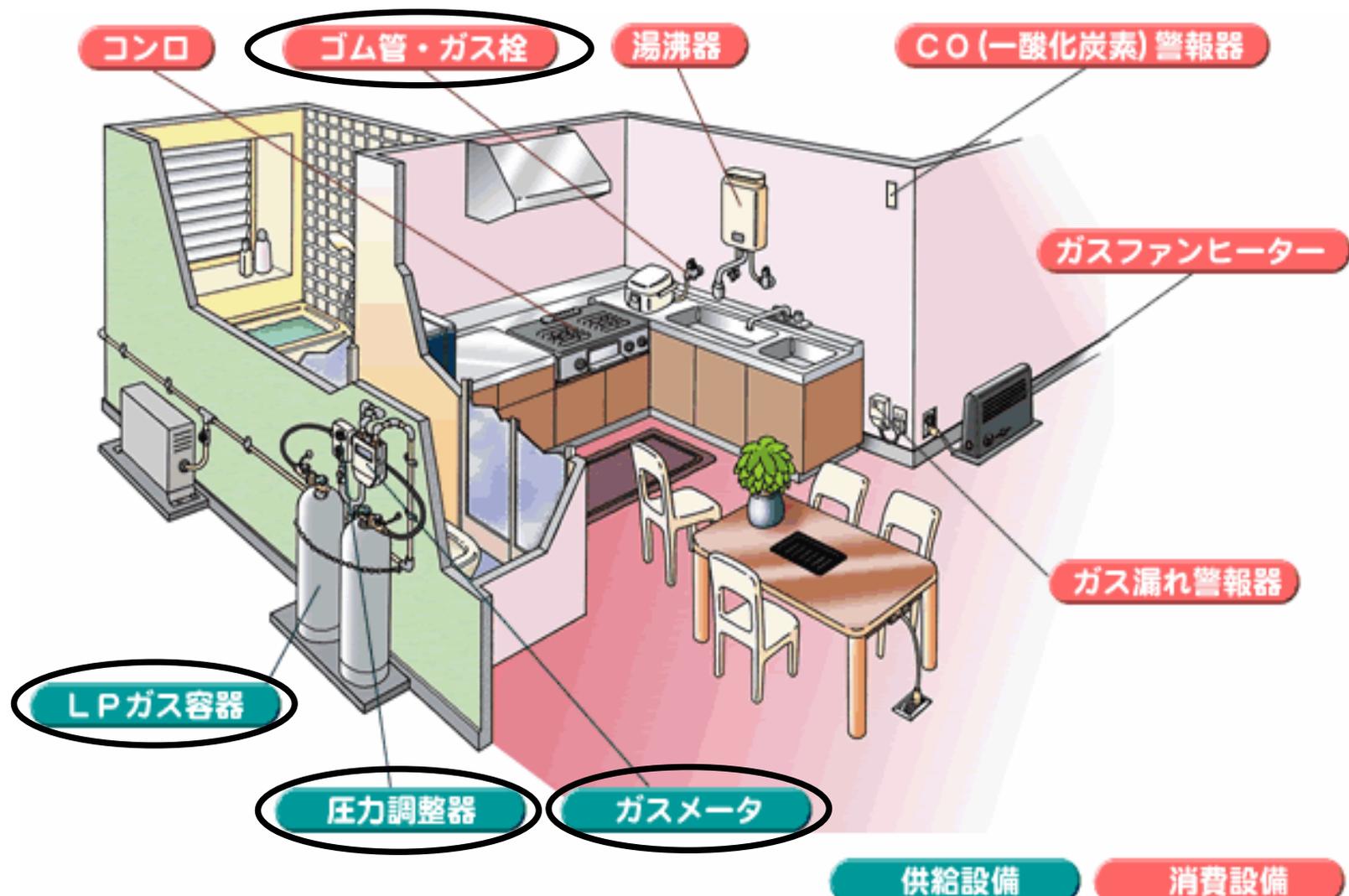
冷蔵倉庫



冷凍機

◆液化石油ガス規格委員会

対象分野：主に液化石油ガス法



(各規格委員会業種バランス案(参考))

◆ 容器規格委員会(17名予定)

学識者: 4名

製造者: 3名 使用者: 3名

エンジニアリング: 4名 材料製造者: 2名

検査機関: 1名

◆ 移動容器規格委員会(15名予定)

学識者: 4名

製造者: 4名 使用者: 4名

材料製造者: 2名

検査機関: 1名

◆ 高圧ガス規格委員会 (21名予定)

学識者: 5名

石油精製: 2名 石油化学: 2名

産業ガス: 2名 LPガス: 1名

ガス販売: 1名

エンジニアリング: 2名

設備メーカー: 1名 設備メンテナンス: 1名

都道府県: 3名

高圧ガス保安協会: 1名

◆ 冷凍空調規格委員会 (15名予定)

学識者：4名

機器製造者：3名 機器使用者：2名

工事事業者：2名

検査機関：2名

都道府県：2名

◆ 液化石油ガス規格委員会 (20名予定)

学識者: 4名

ガス製造: 3名 ガス販売: 3名

機器製造者: 1名 安全器具製造者: 2名

圧力容器製造者: 1名

エンジニアリング: 1名

検査機関: 1名

消費者: 3名

都道府県: 1名

現在活動中の専門委員会の取扱い：移行イメージ

暫定分科会から正式な分科会
への移行につき、審議・承認

第1回各規格委員会

暫定分科会活動期間

H17.9.13
第1回新技術委員会
改正技術委員会規程施行
規格委員会規程施行

旧技術委員の任期
平成16年4月1日～

現在活動中の専門委員会の暫定的活動承認

規格委員会設置後は、同委員会の承認の下“分科会”へと移行

(活動中の専門委員会)

◆ 液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準検討専門委員会

(移動容器規格委員会)

◆ 水素燃料電池自動車用ガス供給スタンドに係る保安検査基準等検討専門委員会

◆ 定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門委員会

(高圧ガス規格委員会)

◆ 液化石油ガス法施行規則関係基準専門
委員会

◆ 器具省令関係基準専門委員会

◆ バルク関係基準専門委員会

◆ LPガス設備設置基準関係専門委員会

(液化石油ガス規格委員会)